

第3章 まちづくりの方針

1. まちづくりの基本方針

現状および将来見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針を以下に設定します。

基本方針1 あらゆる年代の人びとが交流する定住都市づくり

- ・住民の世代に関わらず、すべての人が交流し、生きがいをもって定住できる都市基盤の形成をめざします。
- ・子育て世代などの若年層が、瑞穂町への魅力を感じ、豊かな生活環境の中で生活することができる環境づくりをめざします。
- ・高齢者や障がい者（児）が日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活を送ることができる環境づくりをめざします。

基本方針2 新しい時代に対応したコンパクトな都市づくり

- ・町の中心地やその周辺の生活拠点、それぞれ適正な都市機能を維持・誘導することにより、各地域にふさわしい拠点づくりをめざします。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの形成により、少子・高齢社会や人口減少社会においても持続可能なコンパクトシティの実現をめざします。

基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり

- ・災害対策を強化し、安全で安心して過ごせる都市空間の形成をめざします。
- ・災害リスク情報の提供などにより、災害リスクのあるエリアへの居住抑制をはかります。

2. 施策・誘導方針

立地適正化計画における課題の解決およびまちづくり基本方針をすすめていくための施策・誘導の方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 あらゆる年代の人びとが交流する定住都市づくり

施策・誘導方針

- ・日常生活における健康づくりや生きがいづくりなど、快適に住み続けられる環境づくり
- ・高齢者や障がい者（児）、子育て世代の若い世代などあらゆる年代の住民が、通勤や買物などに困ることなく生活できる環境整備

基本方針2 新しい時代に対応したコンパクトな都市づくり

施策・誘導方針

- ・都市施設などの適正配置や維持管理による財政負担の軽減、持続可能な市街地の形成
- ・拠点や公共交通施設の周辺を中心とし、歩いて活動などが可能となる公共交通ネットワークの形成

基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり

施策・誘導方針

- ・災害に備えたソフト・ハード対策が充実したエリアへの居住誘導、安全・安心な生活環境の確保
- ・地域住民が主体となった持続的な防災取組体制の形成

3. 広域連携の考え方

人口減少や高齢化の進行に伴い、住民ニーズの変化を的確に捉え、生活圏の広域化をふまえた複数自治体での連携（広域的な地域の活性化、役割分担）が重要となっています。本計画の策定にあたっては、広域連携によるコンパクトシティの形成をはかる観点から、近隣自治体の立地適正化計画の策定状況（居住誘導区域、防災指針の検討）などをふまえながら検討をすすめます。

4. めざすべき都市の骨格構造

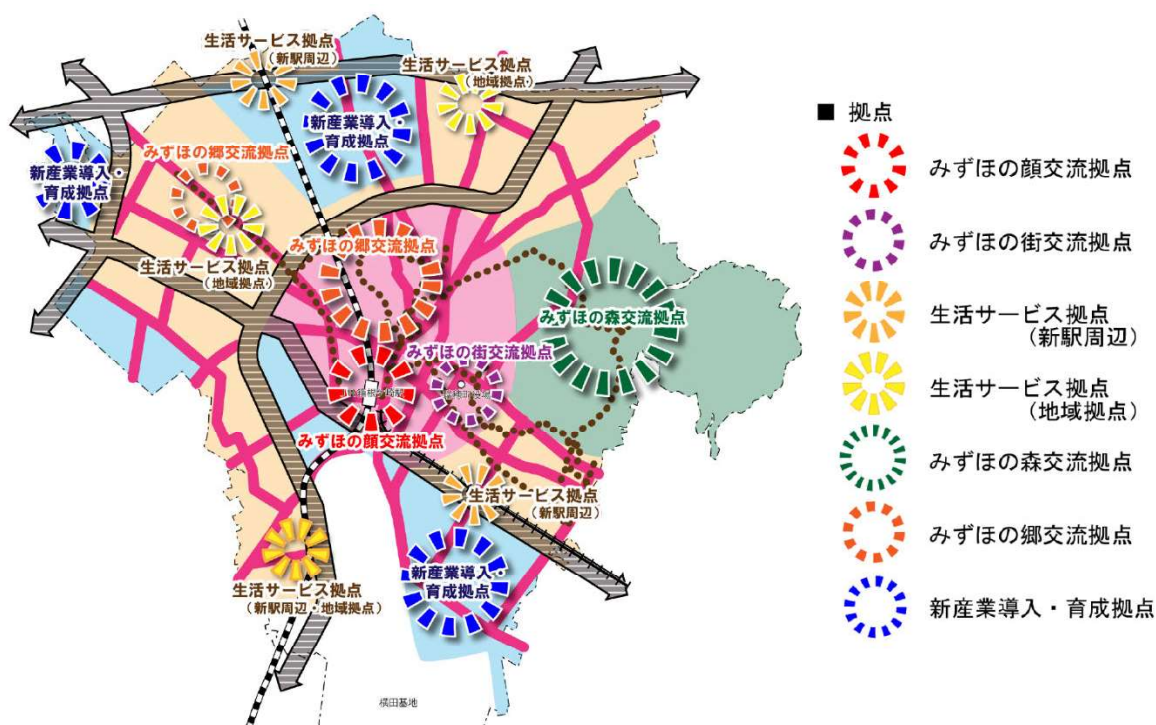
本計画における都市の骨格構造は、瑞穂町都市計画マスタープランに位置づけられた将来都市構造を基本として検討します。都市の骨格構造は、「拠点」と「軸」で構成します。

4-1 拠点の設定

(1) 瑞穂町都市計画マスタープランの拠点設定の考え方

瑞穂町都市計画マスタープランの将来都市構造においては、地域特性に応じて7つの拠点が位置づけられています。

図 瑞穂町都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点の位置づけ



出典：瑞穂町都市計画マスタープラン（令和3年3月）

拠点	位置づけ
みずほの顔交流拠点	交通、生活など全ての玄関口・顔となり、人びとが集うまちの中心拠点
みずほの街交流拠点	公共・公益施設などの町の諸機能が集積する拠点
生活サービス拠点	日常生活を支える地域のコミュニティ拠点
みずほの森交流拠点	豊かな自然環境を生かした観光・レクリエーションの拠点
みずほの郷交流拠点	瑞穂町の特産を生み出す農業を推進するとともに、瑞穂町の歴史文化を残し、伝える拠点
新産業導入・育成拠点	交通結節点である瑞穂町の特徴を生かし、人、物、情報の流れを生み出す産業導入の拠点

(2) 本計画の拠点の設定

瑞穂町都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ、現在の都市機能の集積状況などをふまえ、本計画での拠点設定箇所は次のとおりとします。

都市計画マスタープランにおける拠点		都市機能の集積状況 土地利用状況など	骨格構造に おける拠点	誘導区域※	
				居住誘導 区域	都市機能 誘導区域
みずほの顔交流拠点		箱根ヶ崎駅を中心に商業・業務施設が立地	都市拠点	○	○
みずほの街交流拠点		町役場を中心に公共施設、文化施設などが立地	都市拠点	○	○
生活 サービス 拠点	東部地区 (武蔵地区)	モノレール新駅予定 沿道に商業・業務施設が立地	地域生活拠点	○	○ △
	西部地区 (西平地区)	住宅地 公共施設などが立地 一部は市街化調整区域	地域生活拠点	○ △	—
	西部地区 (むさし野地区)	住宅地 新駅設置予定	地域生活拠点	○	—
	北部地区 (栗原地区)	新駅設置・産業誘致予定箇所 市街化調整区域	地域生活拠点	△	—
	北部地区 (元狭山地区)	住宅地 公共施設などが立地	地域生活拠点	○	—
みずほの森交流拠点		公園	—	—	—
みずほの郷交流拠点 (中心地区)		市街化調整区域	—	—	—
みずほの郷交流拠点 (西部地区)		市街化調整区域	—	—	—
新産業導入・育成拠点		工業系用途地域	—	—	—

※○：「都市再生特別措置法」に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域

△：「都市再生特別措置法」に基づかない二次的な誘導区域

4-2 本計画の交通軸の設定

(1) 瑞穂町都市計画マスタープランにおける公共交通ネットワークの考え方

瑞穂町都市計画マスタープランでは、将来的な公共交通ネットワークの考えについて、次のとおり整理しています。

【公共交通ネットワーク】

- ・ 町民の生活利便性と移動利便性を高め、来訪者の移動利便性の整った市街地を形成するために、箱根ヶ崎駅周辺を結節点として、鉄道、モノレール、バス、タクシーといった公共交通が連携した公共交通ネットワークの形成をはかります。
- ・ 公共交通環境の改善に向け、コミュニティバスの実証実験を行い、新たな地域公共交通体系の構築、公共交通不便地域を解消するための持続可能な輸送サービスの確保について、地域公共交通会議などで議論し、検討をすすめます。

(2) 本計画での基幹的な公共交通軸の設定

瑞穂町都市計画マスタープランでの考え方と、現況の公共交通の運行状況などをふまえ、本計画での基幹的な公共交通軸を設定します。

○鉄道は、広域的かつ町内の拠点間の移動手段となっていることから、JR八高線、多摩都市モノレールを基幹的な公共交通軸に位置づけ、鉄道事業者と協議・連携のもと、サービス水準の確保につとめます。

○バスは、高齢者などをはじめとして、住民の身近な移動手段として機能しているため、地域生活拠点へつながる路線や、都市拠点とのアクセス性向上の必要がある路線などは基幹的な公共交通軸に位置づけ、バス事業者と協議・連携のもと、サービス水準の確保につとめます。

図 本計画の骨格構造

